

## 福島県農林水産部複数工事監督員設置要領

### (適用)

第1条 この要領は福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事のうち特殊な工事の監督業務（以下「業務」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 特殊な工事については業務が複雑多岐にわたることから、1工事箇所の業務を複数の監督員で行い、適切かつ安全に工事の完成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条

- 1 「特殊な工事」…ダム(堤高15以上)・トンネル工・橋梁上部工及び橋梁解体工事(アーチ系(ランガー、ローゼetc.)など、高度な技術を要するもの)などのほか、その他特に必要な工事をいう。
- 2 「監督」…契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- 3 「監督員」…福島県財務規則第272条1項で規定する監督員をいう。

### (監督員)

第4条 監督員は2名とし、次の職にある職員の組み合わせとする。

監督員Ⅰ…課長・主任主査または主査(キャップ)

監督員Ⅱ…事務担当者(主査、副主査、技師)

### (業務の分担)

第5条 業務の分担は次のとおりとし、互いに補完しあいながら行うものとする。なお、これ以外に必要な業務についてはその都度分担するものとする。

監督員Ⅰ…(1) 福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第9条2項(3)に規定する権限。

(2) 福島県農林水産部工事監督員執務要綱(以下「執務要綱」という。)別表1「監督にかかる業務分掌標準一覧表」に規定する監督事項のうち、

- ① 工程把握及び工事促進指示
- ② 工事施工状況の確認
- ③ 工事完成検査等の立会

監督員Ⅱ…(1) 福島県工事請負契約約款第9条2項(1)、(2)に規定する権限。

(2) 福島県農林水産部工事監督員執務要綱別表1「監督にかかる業務分掌標準一覧表」に規定する監督事項のうち、

- ① 契約図書の内容の把握

- ② 施工計画書の受理
- ③ 施工体制の把握
- ④ 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議  
受理等
- ⑤ 条件変更に関する確認、調査検討、通知
- ⑥ 変更設計資料等の確認
- ⑦ 事前調査等
- ⑧ 指定材料の確認
- ⑨ 工事施工の立会
- ⑩ 工事施工状況の把握
- ⑪ 地元対策
- ⑫ 関係機関との協議・調整
- ⑬ 現場発生品の処理
- ⑭ 検査日の通知

(業務分担の通知)

第5条 福島県工事請負契約約款第9条3項に規定する職務権限の分担及び福島県農林水産部工事監督員執務要綱別表1「監督にかかる業務分掌標準一覧表」に規定する監督事項の分担を通知する場合には特記仕様書により、別紙様式「監督員の業務分担について」を添付する。

(付則)

本要領は、平成17年10月20日より施行する。

(付則)

本要領は、平成22年1月15日より施行する。

別紙様式

監督員の業務分担について

福島県工事請負契約約款第9条3項の規定による監督員の権限の分担及び福島県農林水産部工事監督員執務要綱別表1「監督にかかる業務分掌標準一覧表」に規定する監督事項の分担については、下記のとおりとする。

記

区分	項 目	監督員Ⅰ	監督員Ⅱ
約 款	契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議		○
	設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾		○
	設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）	○	
執 務 要 綱	工程把握及び工事促進指示	○	
	工事施工状況の確認	○	
	工事完成検査等の立会	○	
	契約図書の内容の把握		○
	施工計画書の受理		○
	施工体制の把握		○
	契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等		○
	条件変更に関する確認、調査検討、通知		○
	変更設計資料等の確認		○
	事前調査等		○
	指定材料の確認		○
	工事施工の立会		○
	工事施工状況の把握		○
	地元対策		○
	関係機関との協議、調整		○
	現場発生品の処理		○
検査日の通知		○	